

(質問) 補助金について

- ・ 補助金の交付がある場合、上限額と助成率はどのくらいでしょうか？
- ・ 建物の工事代金など、かかる費用について概算払いは利用できますか？
- ・ 概算払いが可能である場合は、助成金の何割程度になりますか？

(回答)

- ・ 建物を整備するに当たって交付される補助金は、施設の区分ごとに、以下の表の配分基礎単価に単位の数を乗じた額と、実際にかかる費用を比較して少ない方の額を上限とする予定です。

1 施設の区分	2 配分基礎単価	3 単位
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,000千円～4,480千円の範囲内で 熊本県知事が定める額	整備床数
認知症対応型共同生活介護事業所	15,000千円～33,600千円の範囲内 で熊本県知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅生活介護事業所		

例えば、認知症対応型共同生活介護事業所の整備費用が40,000千円だったとして、熊本県知事が配分基礎単価を33,600千円と定めた場合には、33,600千円を上限として補助金が交付されます。

- ・ 概算払いについては行わない予定です。